

三田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>第5条～第6条 省略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>6～7 省略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記が、これに<u>署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 省略 (実地調査)</p>	<p>第1条～第3条 省略 (審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>第5条～第6条 省略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>6～7 省略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記が、これに<u>署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 省略 (実地調査)</p>

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。
(1)～(4) 省略
(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。
(1)～(4) 省略

以下省略

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名しなければならない。
(1)～(4) 省略
(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名しなければならない。
(1)～(4) 省略

以下省略